

定 款

一般財団法人どうぶつ福祉 a-h a n d s

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人どうぶつ福祉 a-h a n d s と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を 東京都中野区 に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は動物福祉の普及啓発のために事業活動を行い、また、獣医療の知見を基に必要な情報を発信し、人と動物との共生社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 保護動物の里親探し、及びその支援に関する事業
2. 動物福祉に関する諸団体との連携及び支援
3. 動物福祉に関する広報誌等の刊行並びにホームページ等による情報発信
4. 動物福祉に関する相談、講習会、講演会、研究会、及びイベント等の開催
5. 動物の避妊去勢手術や予防獣医療の推奨及び支援
6. 災害時の動物救護活動支援
7. ホームページ、出版、その他この法人の事業に付随する広告展示事業
8. 物品販売事業
9. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、次の各号に掲げる財産とする。
 - (1) 現金 金300万円
 - (2) 前号の他、理事会で基本財産として定めた財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 役員及び評議員名簿
 - (3) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書面

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。
 - 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第10条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額80万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前二項に関し必要な事項は、評議員会により別に定める報酬規程による。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等の総額並びに報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (8) 前各号に定めるもののほか法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

- 第15条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第16条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議によって定めた順序により、他の理事が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第17条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員及び通知の相手方の承諾があるときは、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。
 - 3 前二項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(定足数)

- 第19条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第20条 評議員会の議事は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 前項にかかわらず、次の事項は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等の総額並びに報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

- 第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び理事長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。
 - 3 前二項により作成した議事録を、その評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(評議員会運営規則)

- 第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 4 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 5 業務執行理事のうち1名を副理事長とし、理事会において選定する。
- 6 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第25条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、評議員会により別に定める報酬規程による。

(競業及び利益相反取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、役員の方法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(補償契約)

第34条 この法人は、法人法第198条の2において準用される第118条の2第1項に掲げる費用等の全部又は一部について、この法人が補償することを約する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。

第7章 理事会

(設置)

第35条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 第28条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

3 前二項により作成した議事録を、その理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(株式の議決権行使)

第45条 この法人が保有する株式又は出資については、その株式又は出資の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を得なければならない。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第11条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第50条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第9章 会 員

(会員)

第51条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員に関する規程による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第11章 補 則

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

第12章 附 則

(設立時評議員)

第56条 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。

(設立時評議員) 越村 義雄

(設立時評議員) 村田 裕史

(設立時評議員) 夏目 里枝子

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第57条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

(設立時理事) 宮下 めぐみ

(設立時理事) 山崎 智輝

(設立時理事) 箱崎 加奈子

(設立時代表理事) 宮下 めぐみ

(設立時監事) 小林 照男